

CKDシールを貼付くださる皆様へ

CKDシールの活用について

差 出 元

1 目的

腎臓への負担を避けるために薬の種類や分量の調整が必要なCKD患者の状態を、患者に関わる医療関係者が共通認識し、疑義照会等の適切な対応を行うとともに、患者自身のCKDへの自覚を促し、病状の悪化や人工透析の導入を予防する。

2 対象者

医療機関受診者で、腎機能の低下が認められる者（eGFR50未満）

3 運用方法

- (1) 医師及び薬局の薬剤師に、患者のeGFRの値を確認いただき、「eGFR30未満」「eGFR30以上50未満」のいずれかの基準に該当する場合に、該当する「CKDシール」を患者のお薬手帳の表紙に貼付していただきます。

【eGFRの確認方法】

- 医師・・・患者の検査結果からeGFRの値を把握
 薬局の薬剤師・・・患者の検査データを確認させていただき、検査数値からeGFRの値を把握
 （※eGFRが確認できる患者に貼付）

※基準に該当する方には、別紙「CKDシールについて」を用いてシールの趣旨をご説明いただき、患者の同意を得た上で、シールの貼付をお願いします。
 また、別紙「CKDシールについて」は、説明後患者にお渡しし、お薬手帳に挟んでおくよう伝えてください。



赤シール：eGFR30未満



緑シール：eGFR30以上50未満

- (2) 患者に関わる医療関係者は、患者のお薬手帳に貼付された「CKDシール」の色や検査数値から患者の腎機能を確認し、適切な対応を行っていただきます。
- (3) 検査数値が変動した場合には、シールの張り替えや剥がしをお願いします。